

静岡県告示第818号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年12月26日から3週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
135号	熱海市泉元門川分字立ヶ窪126番の7から 熱海市泉元門川分字立ヶ窪103番の11まで	令和7年12月26日

=====

静岡県告示第819号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年12月26日から3週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
掛川浜岡線	菊川市高橋字中山1817番の2から 菊川市高橋字上竹2280番の4まで	令和7年12月26日

=====

静岡県告示第820号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年12月26日から3週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大東菊川線	菊川市高橋字上竹2280番の4から 菊川市高橋字中山1912番の6まで	令和7年12月26日